

○菊池委員長 定刻となりましたので、ただいまから第15回「成年後見制度利用促進専門家会議」を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、年度末の大変お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、ウェブ会議システムを併用しての実施とさせていただいております。また、傍聴席は設けず、動画配信システムでのライブ配信により一般公開する形としております。

まず、開会に当たりまして、朝川社会・援護局長から御挨拶をお願いいたします。

○朝川社会・援護局長 社会・援護局長の朝川と申します。第15回「成年後見制度利用促進専門家会議」の開催に当たり、一言御挨拶申し上げます。

第二期成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されてから2年となります。この間、皆様方には、ワーキング・グループにおいて熱心に御議論いただいたことに深く感謝申し上げます。特に、総合的な権利擁護支援策につきましては、成年後見制度の見直しの検討とも相まって、地域福祉の観点から様々な御意見を頂戴いたしております。厚生労働省としては、地域共生社会の実現に向けた検討の場を、来年度、どこかで設置する予定にしており、この場において検討を深めていきたいと考えております。

本日の会議では、ワーキング・グループの検討状況や関係省庁等の取組状況が報告される予定となっております。来年度は中間検証になりますので、引き続き忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。私の挨拶といたします。よろしくをお願いいたします。

○菊池委員長 ありがとうございます。

なお、朝川局長は、御公務、国会対応等のため、ここで御退席となります。

それでは、次に、新たな委員の就任及び本日の委員の出席状況について事務局から御報告をお願いいたします。

○火宮成年後見制度利用促進室長 事務局です。

今回、新しく、込山正秀静岡県小山町長が委員に就任されておりますので、御報告させていただきます。

また、本日の出欠状況でございますけれども、参考資料1になっておりまして、欠席が込山委員。あと、馬渡委員が出席だったのですが、欠席となりまして、今回、最高裁の向井課長が代理出席となっております。また、宮崎県知事の河野俊嗣委員が欠席となっております。代理出席が北菌室長となっております。本日は、代理出席がお二人となっておりますけれども、このような形で進めさせていただければと思います。

また、私自身も、公務のために4時45分ぐらいをめぐりに退席させていただきますが、御了解いただければと思います。

以上です。

○菊池委員長 それでは、始めさせていただきます。議題1「第二期計画中間検証の準備

に関するワーキング・グループにおける検討について（報告）」でございます。議題1及び2は、いずれも第二期基本計画に掲げられた施策の検討状況の報告になります。また、議題3は、来年度の中間検証の進め方になります。いずれも関連する議題でございますので、まずは、この3つを続けて御報告をいただき、委員からの御意見はその後で一括して伺うこととさせていただきます。

それでは、議題1「第二期計画中間検証の準備に関するワーキング・グループにおける検討について」です。初めに、事務局である厚生労働省から、ワーキング・グループの検討の経過を御説明いただき、その後、各ワーキング・グループの主査を務めておられる委員から、検討の概要を順に御報告をお願いできればと存じます。

それでは、まず、厚生労働省からお願いします。

○火宮成年後見制度利用促進室長 それでは、御説明させていただきます。第二期計画における工程管理の考え方にに基づき、資料1-1にお示ししているとおり、今年度は、昨年度に引き続き、3つのワーキング・グループを開催して検討状況の検証を行ったところです。

その検討の概要は、この後、各主査から御報告いただくこととしておりますけれども、これらのワーキング・グループは中間検証の準備のためのものでありまして、今後は、来年度の中間検証の場で御議論いただくこととしております。

以上です。

○菊池委員長 ありがとうございます。

それでは、総合的な権利擁護支援策の検討ワーキング・グループについて、山野目委員から御報告をお願いいたします。

○山野目委員 総合的な権利擁護支援策の検討ワーキング・グループの審議の状況について御報告いたします。資料1-2を御覧いただきたいと思います。

御案内申し上げますとおり、総合的な権利擁護支援策は、3つのテーマを設け、今後の構想を検討してきたところでございます。資料にも記してございますが、テーマ①は高齢者福祉・障害者福祉の領域への民間の事業者の十分な規模の参入を促し、これを実現するという課題であり、1つの局面を挙げますと、過疎が進み、市町村では対応が難しいという地域におきまして、法人たる事業者が本人支援の役務を担う営みを推進しようとするものであります。ですから、重要な課題であることは間違いありませんけれども、後で御紹介いたしますテーマ③のうちのテーマ③-2との振り分けが分かりにくい側面もございますから、中間検証に向けて整理をしていくことが望まれます。

続きまして、テーマ②でございますが、これは本人のために日常生活上の金銭管理と社会生活上の意思決定支援をする仕組みを構築しようとするものであり、その骨格は、この席においてもたびたび御報告差し上げてまいりましたとおり、本人を緑・赤・青で示す異なる役割のプレイヤーが囲み、支援体制を築こうとするものであり、支援・監督機関である緑の機関については、市町村など、他の公私の機関・団体と並び、家庭裁判所に意見を

述べ、また家庭裁判所に対し情報を提供する役割を担う機関を法制上明確にすることなどが課題となりますし、さらに個人情報の扱いに関する制度上の基盤を整えるとよいと考えられます。

本人のために預貯金などの日常的な金銭管理を引き受ける赤の事業者は、業務の重要な部分が預貯金取引の支援になるという問題状況を見据え、金融機関の理解を得て事務を進める制度環境を整えるため、その円滑な手法を新しく考案しなければなりません。

本人の社会生活上の意思決定を支援する青のサポーターにつきましては、その利用によって本人が助けられる関係は明白でありますから、利用を望む多くの高齢者や障害者があるというふうに予想される状況の中、利用者負担の適正な在り方などを探っていくとよいでしょう。

これらの課題につきましては、中間検証において的確に深掘りがされなければなりません。本日は、資料3として、中間検証の実施の段取りの案が示されております。委員の皆様にお呼びかけをしたいこととして、本日、一人一人の委員から御意見をおっしゃっていただき、私ども、お互いに委員の皆さんの意見をよく聴き、私たちの心構えとして、適切な中間検証の段取りを見出してまいろうではありませんか。手順として、2024年8月という時期まであまり時間がないことをにらみ、権利擁護支援の諸課題を先行して精力的に検討することが望まれます。令和7年度政府一般会計予算の策定のカレンダーを意識し、加えて、社会福祉法を改正した令和2年法律第52号の附則第2条に基づき予定される施行後5年の見直しの中でも、ここで扱っている題材にきちんとした位置づけを与えていかなければなりません。私たちのこの会議の催し方といたしましても、総花的に催す会議で委員から表面的な意見を聴き取るのみでは、充実した成果を期待することができません。様々な課題があり、厳しい情勢の中に置かれておりますけれども、それであればこそ、委員一人一人のお力を頼りとして、それを結集して一所懸命考えてまいらなければならないと感じるものでございます。

テーマ③は、まず、テーマ③-1の寄附の運用につきまして、資金の適切な地域循環を担う取組として検討していくことが重要であり、引き続き、良い工夫の例を拾って紹介するなどの施策を続けるべきであります。ただし、これ自体は喫緊の他の課題と等しい比重で並ぶものではないかもしれません。

何より喫緊であると感じられるテーマ③-2の課題は、既に述べましたように、テーマ①との役割分担を明瞭にする整理が望まれます。ここは恐らく都道府県の出番であり、都道府県の事務として位置づけることが親しむ部分があることでしょう。法人後見の専門的な機関を育成し、その機関が特別の支援を要する事案を引き受けて、本人支援に取り組む際のノウハウを蓄えるという課題であり、中間検証に向け検討を深めなければならない1つの勘どころにほかなりません。

個別的な対応を強く要請する事案が市町村の過度な負担となってはならず、数として多くないとしても、じっくり扱うべき事案について、市町村より広域的な対処が望まれると

ころであります。テーマ③については、これらの点が中間検証で検討されることが望まれます。

以上、総合的な権利擁護支援策の検討ワーキング・グループの審議から得られた知見を取りまとめて御報告差し上げました。

○菊池委員長 ありがとうございます。

続きまして、成年後見制度の運用改善等に関するワーキング・グループについて、新井委員から御報告をお願いいたします。

○新井委員 主査の新井です。

まず、1の専門職団体による報告について、専門職団体から報酬の全部または一部が受領できていない実情が報告され、特に付加報酬は、専門性や業務負担など、その評価が課題であるとの指摘がありました。また、利用支援事業の拡充を求める意見もありました。

2の適切な報酬算定に向けた検討については、最高裁判所から、資産額が基本報酬の考慮要素になることを前提に、身上保護を評価することや、法テラスの代理援助立替基準を参考にするなどの運用改善を、令和7年4月から開始予定との報告がなされました。

3の報酬助成の推進等については、利用支援事業に関して、厚生労働省から、本人や親族からの申立て等も対象とすることや、広く低所得者を対象とすること等の留意事項を整理して、事務連絡を発出したことが報告されました。また、民事法律扶助に関して、法務省から、代理援助を利用する必要性があり、民事法律扶助の趣旨を没却しない範囲で、その利用が許容される場合について、法テラス、日弁連、最高裁判所との打合せを継続していることが報告されました。現在は、他の弁護士への依頼が裁量の範囲内と認められる場合に、代理援助の利用が認められないか検討されており、裁量の範囲内かを専門職後見人が裁判所の判断を得て法テラスに報告することも含め、具体的な検討が進められているところです。

関係省庁等には、ワーキング・グループで寄せられた委員の意見も踏まえて、引き続き運用改善に向けて着実な検討・実施をお願いしております。

以上です。

○菊池委員長 ありがとうございます。

続きまして、地域連携ネットワークワーキング・グループにつきまして、上山委員から御報告をお願い申し上げます。

○上山委員 ありがとうございます。地域連携ネットワークワーキング・グループの結果の概要について御報告いたします。

地域連携ネットワークワーキング・グループでは、対応困難事案に対する地域連携ネットワークの役割について、後見人等に関する苦情等への適切な対応の在り方に焦点を当てた検討を行いました。資料1-4の別添にあります、後見人等に関する苦情等に対応する関係機関間連携フロー（案）を、本年度、幾つかの地域で試行いたしましたので、ワーキングでは、この試行結果と、そこからの気付きなどを関係機関に御報告いただき、これを

基に中間検証に向けた課題を析出する作業を行いました。

試行の結果につきましては、市町村、中核機関、各専門職、家庭裁判所などの関係機関、それぞれのお立場から多種多様な御報告がありました。いずれも重要な御指摘ではありますが、時間の都合上、全てに触れることはできませんので、詳細は資料1-4の1ページから3ページを御参照願うこととして、ここでは、私の所感を簡単に述べさせていただきます。

まず、半年ほどの試行期間の中でも、関係機関間の連携がうまく機能し、実際に後見人の交代に至った事例が見られたことは、一定の成果として評価できると思います。また、後見人の交代にまでは至らなかったものの、連絡シートの活用などを通じて関係機関間の適切な情報共有が図られた事案や、連携に対する各機関の共通認識が得られた事案なども報告されました。

他方で、現状では、苦情に対する認識の差が、関係機関の間や各専門職の間にもあることが明らかになりました。また、各機関の役割や性質に関する相互理解の確立についても、まだ途上にあると言え、まずは各機関の体制と実情の共有が必要であると思われます。

現実問題として、中核機関の整備状況や各機関の連携の現状については、小さくない地域差もあるため、現時点で全国一律の連携フローを画一的に運用することは難しいと感じました。当面は、地域の実情に応じた形で関係機関間の相互理解を深める取組を進めていくことが肝要であろうというのが、私を含む委員の意見の大勢であったと受け止めています。

次に、今回の試行から得られた気づきを踏まえた、中間検証に向けた個別課題について申し上げます。委員の主な意見を資料1-4の3ページの最後にお示ししてあります。こちらでも詳細は資料に譲り、ここでは、特に多くの委員から指摘された点に絞って御紹介しておきます。

まず、苦情の性質が多様なものであったことを踏まえ、その類型を整理することなどが必要であろうと思います。これまで私たちは、利用者側からのネガティブな反応を一律に苦情という言葉で、あるいは表現で呼んできましたが、その背景事情や性質の違いをもっと丁寧に見ていくべきであろうということです。また、御本人のニーズに即した対応を行っていくためには、当事者の視点が大切であり、苦情対応のプロセスへの御本人の関与をできる限り担保していくことが必要との意見も多く寄せられました。

苦情対応の適切な仕組みづくりという観点からは、個人情報の提供に本人の同意が得られない場合などにおいて、関係機関間の情報共有を保障できる仕組みが必要であること。これまで議論されてきた後見人の円滑な交代の仕組みだけではなく、状況に応じた支援の適切な見直しのための仕組みづくりが必要であることなどが複数の委員から指摘されました。

最後に、地域連携ネットワークの扇の要である中核機関について、現状では苦情対応の領域に限らず、その役割や権限が不明瞭であり、第二期計画の中で期待されている機能を

中核機関が十全に果たしていくためには、その位置付けを法律上明確にする必要があるというのが多くの委員に共通する問題意識でした。したがって、中核機関の法制化の検討も今後の重要な課題の一つになると考えます。

以上、簡単ではありますが、ワーキングの御報告とさせていただきます。

○菊池委員長 ありがとうございます。

私もこのワーキングの御議論をできるだけ傍聴させていただいておりました。非常に活発な御議論をいただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、続きまして、議題2に移らせていただきます。「成年後見制度の利用の促進に関する取組状況等について」であります。厚生労働省、法務省、金融庁、最高裁判所の順に御報告をいただきます。

初めに、厚生労働省から、KPIの進捗状況も含めて御報告をお願いいたします。

○火宮成年後見制度利用促進室長 それでは、厚生労働省から、まず、資料2-1について御説明させていただきます。

第二期基本計画の重要業績評価指標（KPI）については、令和6年度末までの目標として掲げておりますけれども、直近の数字である令和5年4月時点の速報値は、御覧のとおり状況となっております。来年度末に向けて、この状況を踏まえつつ、各省庁においてKPIの達成も含め、取組を進めているところであります。

続きまして、資料2-2について説明させていただきます。

まず、1つ目、成年後見制度利用促進に関する厚生労働省の取組状況です。

利用促進の体制整備の状況について、中核機関の整備状況は、令和5年4月時点で1070市町村、約6割に到達しております。前回の調査では935の市町村でありましたが、今回は1070市町村となっております。135市町村、増加しております。小規模市町村における整備が進んでいない状況が見られますため、都道府県による市町村支援機能強化等を通じて、引き続き取組を進めたいと考えております。

参考として、マップもお示ししているところです。中核機関が100%整備済みの都道府県は、福井県以下7県となっております。

次に、市町村計画の策定状況です。令和5年4月時点で1210市町村、約7割に到達しております。前回調査では1094市町村であり、今回調査で1210市町村と、116市町村の増加となっております。こちらも同様に、小規模市町村における策定が進んでいない状況が見られますため、引き続き計画を策定する市町村の増加に向けて取組を進めたいと考えております。続きまして、都道府県の取組状況になります。都道府県の取組として、KPIで掲げられている項目の取組進捗状況を示したものになります。担い手の育成方針の策定や都道府県単位の協議会については、全都道府県で少なくとも検討段階にまで進んでおり、取組の進展が見られるものと考えております。また、各種研修についても、実施都道府県数は増えているところであります。

都道府県関係で掲げられたKPIの6項目について、都道府県別の達成状況を示したもの

が9ページの右側の表になっております。御覧のとおり、都道府県ごとに取組状況にばらつきがあり、地域差が見られるところであります。取組が進んでいない都道府県に対して、厚生労働省としても個別に状況を把握し、助言等の支援を進めたいと考えております。

続きまして、「地域連携ネットワークづくりに関する取組について」です。第二期基本計画前からの市町村の体制整備の推進に関する取組と、第二期計画を踏まえた更なる推進に関する取組の2つがあります。説明資料の右上に緑と赤のラベルを表示していますので、御参照ください。

まず、成年後見制度利用促進体制整備研修の実施の状況です。市町村等向けに基礎研修と応用研修、それから都道府県向けの都道府県担当職員・アドバイザー向け研修といったものを実施しております。5年間で延べ8273名が受講しております。さらに、親族後見人や市民後見人等も対象とした後見人等への意思決定支援研修については、令和4年度までに延べ6761名が受講している状況にあります。

続きまして、全国社会福祉協議会に設置している権利擁護支援体制全国ネット（K-ねっと）の運営の状況です。市町村・中核機関等における相談体制の強化を図るために、専用ダイヤル、専用メールアドレスを設けて具体的な相談を受け付ける相談窓口を設置しております。本年度、10か月間の相談実績は154件で、体制整備に関する相談が最も多くなっております。

次に、成年後見制度利用促進ポータルサイトの成年後見はやわかりの運営等各種広報・周知の実施についてでございます。トップページで対象者別のページを選択でき、知的障害者・精神障害者、任意後見を契約している高齢者や市民後見人のインタビューを含む、現場が分かるような制度説明動画、後見制度の適切な利用を呼びかけるポスター、当事者向けの制度説明パンフレット、各種研修の資料や動画も掲載しております。今年度は、専門家会議の皆様にも御協力いただきまして、47都道府県の中核機関の取組事例集を作成し、全国の自治体・中核機関等に送付するところです。取組を進める上で参考にさせていただきたいと考えております。また、都道府県の役割が重要であるため、都道府県の担当者等を対象に交流会をオンラインで実施しているところでもあります。

次に、担い手の確保・育成等の推進についてです。市民後見人の育成に関しては、令和4年度に基本カリキュラムを改訂しまして、今年度は、この基本カリキュラムの改訂を踏まえた市民後見人養成テキストの改訂や、市民後見人養成研修修了者の活躍の推進方策の検討を行っており、今後、これらの結果について周知を行う予定としております。

法人後見の担い手の育成に関しては、令和5年度より、都道府県における法人後見養成研修事業を国庫補助事業対象に追加しており、今月の全国担当課長会議等において、都道府県による法人後見養成について取り組んでいただくよう周知を行ったところです。

次に、成年後見制度利用支援事業の推進についてです。令和5年5月に、各都道府県・市町村宛てに、利用支援事業の対象として、本人申立てや親族申立ての費用及び報酬、生活保護以外の低所得者の申立費用及び報酬、後見等監督人が選任される場合の報酬等を含

むこと等について検討するよう周知するため、市町村長申立ての適切な実施及び利用支援事業の推進に関する関係課長連名事務連絡を発出しました。こちらも今月の全国担当課長会議等において再度周知を行い、利用支援事業の推進について依頼したところです。高齢者関係・障害者関係、ともに市町村における利用支援事業の対象範囲等についての改善が見られるところです。

続きまして、市町村長申立ての適切な実施についてです。調査研究の結果も踏まえて、令和5年5月に、関係課長連名の事務連絡を発出しております。参考となる他の自治体の市町村長申立マニュアルや都道府県・市町村の取組に関する参考事例集等も含めて、都道府県交流会等で周知したところです。さらに、今月の全国担当課長会議においても、市町村長申立てに関する要綱等の整備や申立基準の原則を踏まえた要綱の見直し等、市町村長申立ての適切な実施についても改めて周知したところです。また、市町村長申立て業務の実務能力の向上に関して、都道府県による市町村・中核機関等の職員向け研修の実施といった取組も進めているところであります。

最後は「総合的な権利擁護支援策の充実にに関する取組について」です。

令和4年度から実施しております持続可能な権利擁護支援モデル事業です。詳細は省略いたしますが、令和5年度は12自治体が実施しているところです。令和4年度のプレ研修を参考に、モデル事業への関心を高めるとともに、モデル事業実施自治体が、検討事項や留意点の整理を通じて事業の実効性を高めることを目的として実施したのになります。毎回300名程度の申込みがあり、この研修等を通じてモデル事業への参加自治体の拡大に努めてきたところであります。

続きまして、成年後見制度利用促進・権利擁護支援方策等調査事業の概要になります。モデル事業を実施する自治体について、連絡会の開催やアンケート調査を通じまして、意思決定支援の確保策を含む実践事例の把握、取組の拡大に向けて解消すべき課題の整理や効果的方策の検討を行うための事業です。今年度は、これまでの実践を基に、具体的な法人後見の業務内容や整えるべき受任体制など、法人後見の実施に当たって必要となる準備事項や検討事項等について総合的に整理した、業務委託型の法人後見の実施の手引（案）の作成等を行っているところです。

続きまして、「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の重点支援自治体取組報告会と実施自治体等連絡会の開催についてです。モデル事業の取組を広げるため、本年度、新たにコンサルの知見・協力を得まして、複数のモデル事業実施自治体の重点支援を行うとともに、取組状況等の情報発信を目的として取組報告会を開催したところです。また、昨年度に引き続き、モデル事業の円滑な推進のため、モデル事業実施自治体及び関心のある自治体等を対象に連絡会を開催しております。自治体間の緊密な情報交換・情報共有に努めてきたところでもあります。

23ページ以降は、令和6年度の予算案でございまして、現在、国会で審議中でございます。これまで御説明してきた取組を進めていくための予算の確保に努めております。



以上です。

○菊池委員長 ありがとうございます。

次に、法務省から御報告をお願いいたします。

○松井大臣官房審議官 それでは、法務省から資料2-3に沿って御説明申し上げます。昨年3月にも御報告しておりますので、その後の取組を中心に御説明いたします。

資料の2ページを御覧ください。本日は、ここに記載しています、成年後見制度の利用促進のための周知、及び成年後見制度の見直しに向けた検討状況の2つの項目について御説明いたします。

3ページを御覧ください。まず、成年後見制度の利用促進のための周知についてです。

1つ目の○ですが、第二期基本計画において、任意後見制度の利用促進が優先して取り組む事項となっていることも踏まえまして、引き続き、任意後見制度に関するリーフレットを増刷し、広く配布しています。

また、2つ目の○ですが、成年後見制度・成年後見登記制度に関するパンフレットやポスターについても広く配布しています。

次に、3つ目の○です。周知活動の更なる強化を図るため、新たに任意後見制度の周知用の動画を作成しております。前年度は、法定後見制度に関する動画を作成いたしましたが、本年度は、特に任意後見制度について、架空の事例を用いて制度の概要や手続などを説明したものとなっております。

次に、4つ目の○ですが、インターネット広告を実施しております。これにより、法務省の成年後見に関するホームページへのアクセスについて、広告の掲載期間はそれまでの7倍近くになったという効果がございました。

資料の4ページから、6ページには実際の広報資料を掲載してございますので、後ほど御覧いただければと存じます。予算が限られているところではございますが、引き続き工夫しながら広報活動に取り組んでまいります。

7ページを御覧ください。次に「成年後見制度の見直しに向けた検討状況」について御説明いたします。

法務省としましては、令和4年6月以降、「成年後見制度の在り方に関する研究会」に参加し、制度の見直しに向けた検討を行ってまいりました。この研究会では、本年2月の第22回会議において、議論の結果をまとめた研究会報告書の取りまとめがされており、その報告書は、本日の専門家会議においても参考資料6として配布しております。

また、本年2月15日、法務大臣から、その諮問機関である法制審議会に対し、成年後見制度の見直しに関する諮問がされ、これを受けて法制審議会民法（成年後見等関係）部会が設置されました。諮問の内容は、資料の下の方に記載しておりますとおり、高齢化の進展など、成年後見制度をめぐる諸事情に鑑み、成年後見制度を利用する本人の尊厳にふさわしい生活の継続やその権利利益の擁護等をより一層図る観点から、成年後見制度の見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたいというものです。令和6年

4月以降、部会において成年後見制度の見直しに関する調査審議が開始される予定となっております。

次に、8ページを御覧ください。研究会報告書の概要について御説明いたします。この研究会では、現行の成年後見制度に関して多岐にわたるテーマが取り上げられましたが、そのうちの幾つかのテーマについて、現状及び課題に関する指摘と検討の内容をこの資料に記載しております。

まず、1点目として、法定後見制度の利用を開始すると、基本的には本人の判断能力が回復しない限り、制度の利用が継続するため、本人が制度を利用する動機となった法律行為、例えば遺産分割等が終了しても、制度の利用をやめることができないとの指摘については、一定の期間制や、具体的な利用の必要性を考慮して制度の利用を開始し、必要性がなくなれば終了するといった仕組みについて検討することとされています。

2点目として、成年後見人には包括的な取消権、代理権が付与されますが、成年後見人によるその権限の行使の仕方によっては、本人の自己決定が必要以上に制限される場合があるとの指摘については、本人の同意を要件とする仕組みや、本人にとって必要な範囲に限定して成年後見人に権限を付与する仕組みについて検討することとされています。

3点目として、法定後見制度を利用する本人の状況が変化し、例えば本人のニーズの重点が財産管理から身上保護に移行した場合であっても、成年後見人等の辞任や解任がされず、その交代が実現しないことによって、本人がそのニーズに合った保護を受けることができないとの指摘については、本人の状況に合わせて成年後見人等の交代を可能とするなど、適切な保護を受けることができる仕組みについて検討することとされています。

4点目として、任意後見契約の本人の判断能力が低下した後も、適切な時機に任意後見監督人の選任申立てがされないとの指摘については、任意後見受任者に任意後見監督人選任の申立てを義務付けたり、申立権者の範囲を見直したりすることで、適切な時機の任意後見監督人選任を確保する方策について検討することとされています。

研究会報告書では、このほかに、成年後見制度における類型の見直しや成年後見人等の報酬の在り方などのテーマも取り扱われています。法制審議会民法（成年後見等関係）部会では、研究会報告書の内容も踏まえながら、成年後見制度の見直しに関する調査審議が行われる予定でございます。

法務省からの説明は以上となります。

○菊池委員長 ありがとうございます。

続きまして、金融庁から御報告をお願いいたします。

○下井銀行第一課長 金融庁でございます。成年後見制度利用促進に係る金融庁の取組としまして、後見制度支援信託・預貯金の同意の推進に関する取組について御報告させていただきます。

資料2-4を御覧ください。こちらの資料は、令和5年3月末時点の後見制度支援預貯金及び後見制度支援信託の導入状況につきまして、預金取扱金融機関に対しましてアンケ

ート調査を実施し、その結果を取りまとめの上、昨年11月時点で金融庁のホームページにて公表した資料でございます。

1 ページを御覧ください。成年後見人による被後見人の財産の不正利用を防止する観点から、後見制度支援信託が創設されておりますが、その後、利用者等からの御意見・御指摘や関連の勉強会での議論などを踏まえまして、成年後見制度支援預貯金が創設されてございます。令和元年の成年後見制度利用促進基本計画等におきまして、令和4年3月末時点のKPIとして、全預金取扱金融機関の個人預貯金残高に占める支援預貯金または支援信託を導入済みとする金融機関の個人預貯金残高の割合を50%とする、という目標を掲げてございます。

4 ページを御覧ください。先ほど申し上げましたKPI、すなわち支援預貯金または支援信託を導入済みと回答した金融機関の個人預貯金残高ベースの割合は、令和4年3月末時点で約69%と、既に50%というKPI目標を達成している水準にあることがお分かりいただけると思います。さらに、令和5年3月末時点では、約70%と増加しているように、導入済みの金融機関は、その後も増加傾向にあることがお分かりいただけると思います。

今後も、金融庁としましては、成年後見制度利用者にとって安心かつ安全な制度とするため、各金融機関の支援預貯金・支援信託の導入を促してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○菊池委員長 ありがとうございます。

それでは、次に、最高裁判所から御報告をお願いいたします。

○向井第二課長 最高裁判所事務総局家庭局第二課長の向井でございます。

本年度は、厚生労働省主催の後見人等に関する苦情等に対応する関係機関間連携フロー（案）の試行に協力したこともありまして、家庭裁判所全体で権利擁護支援チーム、以下、単に「チーム」と言いますけれども、チームの重要性に関する理解を深めた1年でした。本日は、この点を中心に、「相互理解を基盤とする地域連携のための家庭裁判所の取組」について報告させていただきます。

資料2-5の1 ページを御覧ください。第二期計画では、中核機関が専門職などと連携して、申立前に権利擁護支援の方針を検討し、申立方法や適切な後見人等候補者を調整しながらチームの体制をかたちづくり、後見人等選任後には、後見人等が加わった形でチームによる本人支援が図られることが想定されています。つまり、本人への支援は後見人等だけではなく、チームの協力と、その中での役割分担によって行われるものであって、裁判所による選任には、申立前におけるチームの形成と後見人等選任後のチームによる支援を適切につなぐ役割が期待されていると言えます。

裁判所がチーム形成支援の一環として行われる受任者調整の結果を十分に考慮して後見人等を選任することで、申立前からのチームの形成と選任後のチームによる支援の連続性を保つことが可能になると考えられますが、そのためには、裁判所が受任者調整の意義や検討のプロセスなど、申立前における福祉的な支援の検討の在り方について理解するとと

もに、福祉・行政等においては、裁判所が後見人等を選任する際の考慮要素や候補者イメージなどをできる限り共有していただくことが重要です。

そのための取組として、複数の家庭裁判所において受任者調整会議の見学が行われていますし、模擬の受任者調整会議を題材とした意見交換を通じて、福祉・行政等とさらなる相互理解を深めることができたという家庭裁判所もあり、地域の実情に応じて様々な工夫がなされているようです。

そのほかの取組を御紹介しますと、家庭裁判所では、引き続き、自治体などが主催する研修への参加、裁判所における研修の実施、福祉・行政からの資料の提供などを通じて、意思決定支援や日常生活自立支援事業への理解を深めるとともに、自治体主催の研修への講師派遣や協議会へのオブザーバー参加などの機会に、裁判所の司法機関としての性質について説明するなどして、福祉・行政等との相互理解を深めております。支部や出張所の職員が協議会等にオブザーバー参加する機会も増えていきますし、これまで裁判所が定期的で開催していた成年後見制度に係る会議を県との共催とする地域もあり、取組の広がりや深化を感じています。

意思決定支援に関しては、最高裁が主催し、全ての高裁及び家裁が参加する協議会等で取り上げ、福祉専門職から具体例を踏まえた取組を御紹介いただいたり、都道府県交流会や自治体が主催する研修へ各高裁・家裁がオブザーバー参加するなどして、裁判官を含め、裁判所全体で理解を深めているところです。

意思決定支援に関する研修等に参加している具体的な職員数などにつきましては、統計を取っておりませんので、お示しすることは困難ですが、先日、厚生労働省委託事業として行われた後見人等への意思決定支援研修について、最高裁家庭局から各家裁に向けて開催や動画の視聴の案内をするなど、引き続き、広く情報提供を行っています。こうした研修を受講するなどした職員からは、「本人の立場に立ったときに、自分の気持ちや考えを無視して、後見人や周囲の人から、『こんなことをされては困る。』と言われたり、『あなたのためにはこうするのがよい。』などと勝手に決めつけられたら、非常に悲しい気持ちになると感じた。意思決定支援は特別なことではなく、人間関係の在り方の基本を表しているのではないか。」といった感想も寄せられておまして、意思決定支援の意義について理解が広がりつつあるように思います。地域連携ネットワークの一員として、意思決定支援の意義を理解することも重要であり、最高裁家庭局としても、引き続き各家裁の取組を支援してまいりたいと考えております。

ほかにも、厚生労働省主催のモデル事業や、先ほども申し上げた後見人等に関する苦情等に対応する関係機関間連携フロー（案）の試行にも協力するなど、地域連携ネットワークの一員としての役割を果たしてきたと考えております。

2ページを御覧ください。チーム支援の重要性に鑑みますと、裁判所としても、その実情について十分に理解しておく必要があります。そこで、全国の家庭裁判所が参加する研究会の場に、現場で実務に携わっておられる複数の専門職の講師をお招きし、チーム支援

の実情などについて詳細な御報告をいただきました。参加した職員からは、「申立前からチームに関わっている候補者と、選任後に初めてチームに関わる後見人等とでは、充実したチーム形成の観点からして違いがあることが分かった。チーム支援や受任者調整会議について、家庭裁判所が主催する協議会で取り上げたい。」など、日頃の執務や地域連携の取組に還元されるような声が複数上がっています。

最高裁としましても、今後も各家庭裁判所が相互理解を基盤とする地域連携を進めていくため、各家裁の取組の実情把握に努め、内部の研究会で共有するなど、家裁の取組を引き続き支援してまいりたいと考えております。

以上です。

○菊池委員長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、議題3に移らせていただきます。「令和6年度における中間検証の進め方について（案）」でございます。第二期基本計画によれば、来年度は中間検証として、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行うこととされていますので、その進め方について事務局から御説明をお願いいたします。

○火宮成年後見制度利用促進室長 資料3を御覧ください。

第二期計画において、専門家会議は、中間検証として、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行うとされていること、及び3つのワーキング・グループにおける検討結果を踏まえまして、令和6年度における中間検証の進め方について、①第1四半期に事務局において取組状況の調査結果や、関係省庁、最高裁、専門職団体の協力を得て、各施策の進捗状況の事前整理を行った上で、各施策について、第2期計画の工程表とKPIの枠組みに従い、具体的には、意思決定支援関連と地域連携ネットワーク関連に大きく分類し、個別課題の整理・検討を行うこととしてはどうか。また、②各回の専門家会議では、第1四半期の事前整理やKPIの達成状況を踏まえ、各委員から意見書を事前に提出していただいた上で議論することとしてはどうかと考えております。

その上で、来年度の第3四半期後半に中間検証報告書（案）について意見交換を行い、その後、必要な調整を行った上で、第4四半期に中間検証報告書の取りまとめにつなげたいと考えております。

来年度の中間検証に当たりまして想定しているスケジュールは、資料のとおりとなっております。以上です。

○菊池委員長 ありがとうございます。

報告・説明は全て終了いたしました。これらについて御質問などございましたら、この後、委員の皆様から御意見を伺わせていただきますので、その折に併せていただきたいと思っております。基本的には五十音順で指名させていただきますので、お一人様2分以内でお願いいたします。先ほど申しましたように、御質問の部分に関しては、最後一括して関係省庁等から御回答をいただきます。

それでは、会場参加の皆様から、まずは青木委員からお願いいたします。

○青木委員 青木でございます。

本日は、意見を求める時間が2分と短いものですから、参考資料9の1ページから37ページに書面で意見を述べておりますので、ぜひとも御参照いただきたいと思っております。具体的には、この間の3つのワーキング・グループで検討されたことを中心に、この2年間の評価と中間取りまとめに向けた期待・要望・意見ということになっております。

第1のモデル事業について、先ほど御報告がありましたとおり、特に金銭管理と本人の意思決定支援を中心としたテーマ2のモデル事業は、全国的なニーズがあることが明確になりましたので、具体的な法制化、財源の確保、その他、全国的な手当を求める時期に来ていると感じております。これを次年度以降、早急に検討する場を設け、予算措置も図ることが必要と考えておりますし、具体的には、社会福祉法改正をにらんだ対応が必要だと思っております。また、成年後見制度の改正とともに、情報の共有化を福祉と民事との関係で適切に行えるような機関の確立というのも大きな課題と思っております。

第2のところで述べましたのは、報酬に関しまして一定の方向性が出ているところではございますが、さらに具体的な検討が必要なところに関する期待です。それから、何と言いましても、報酬の助成制度について、市町村の財政力の負担、その他から見たときの抜本的な国における制度の見直しということが重要であると考えておりますし、法的な課題につきましても、厚生労働省における対応とは別に、法テラスの新しい制度の確立も含めた報酬助成制度が必要と考えております。また、法律専門職に関する法テラスの財源等の運用については、早急な対応が求められているということも書かせていただいております。

第3では、苦情の問題と受任調整について書いておまして、苦情につきましても、十分な検討の上、全国的なモデルを早急に検討する時期に来ていると思っております。また、受任調整は非常に重要な課題であります。この2年間、十分な取組がなされていないことを、次年度以降、しっかりとした体制をつくって検討する時期に来ていると思しまして、その予備的な検討を日弁連でもしてきたところを御報告しております。

こうしたことを、第二期計画という非常に膨大な量を持ちます計画を、あと3年間で進捗するためには、次年度の中間検証の取りまとめが非常に重要であると考えております。今回ありました提案では、12月ぐらいに全体の取りまとめができるというテンポになっておりますが、そうではなくて、予算の検討がされる7月、8月までの間に中間的な評価ができるような取組が必要だと考えております。その上で、さらに中期的なものをその次にやるのが重要ではないかと思っております。

第二期基本計画を検討した第一期の最後の年には、そういったテンポで、まずは中間取りまとめを7月にし、その後、長期的な課題を後半に行うという取組をし、その間に必要なワーキングをつくり、こういった専門家会議でも2分という、既に2分を超えていますが、それでも言い足りないものをしっかりと議論する場がどうしても必要だと思っております。ワーキングをつくり、第1四半期でしっかりとワーキングで議論した上で、7月、8月には中間取りまとめができるような議論をする必要があると考えておりますし、取り

上げるテーマも、第2四半期、第3四半期で行われているような、こういう設定ではなくて、具体的な財源確保や制度の見直しに関するものを、まず前半で集中的に行い、後半にそれ以外の運用も含めたものを議論するという減り張りの利いた課題意識を持った取りまとめがどうしても重要だと思います。

ですので、第7回専門家会議で提案された、第二期計画の取りまとめに向けてのテンポや流れを参考にして、改めて、この中間取りまとめの進め方については見直しをしていただきたい。このままでは、来年の中間取りまとめがあったとしても、基本計画の主なものが5年間で達成できるとは思えないと考えておりますので、ぜひ見直しをお願いしたいと思いますし、そのために専門家会議の委員も尽力したいと考えているところです。

以上でございます。

○菊池委員長 新井委員、お願いします。

○新井委員 私のほうからは、2点について意見を申し上げます。

一点目ですが、国連の障害者権利委員会は、利用促進基本計画それ自体を懸念事項であると評価しました。このことは、基本計画を策定した私たちにとっても極めて憂慮すべき事態です。障害者権利委員会の審議をきちんと把握した上で、しかるべき対応をすることが本委員会の責務であると考えます。

二点目ですが、利用促進基本計画の原点は、中核機関の設立によって行政・司法・民間のネットワークを構築して、そのネットワークの枠内において成年後見の利用促進をサポートすることでした。しかし、近時、そのような原点が看過され、いわゆるモデル事業のみが注目されているように思われます。基本計画の原点である中核機関の全国展開に、なお一層注力すべきであるように思われます。

以上です。

○菊池委員長 ありがとうございます。

大塚委員、お願いします。

○大塚委員 どうもありがとうございます。

2000年に介護支援法が、2003年に支援費制度が施行されました。措置から契約という流れの中において、障害分野においては、障害者自らが施設や事業所を選んで利用するという大きな制度の変革・変更となりました。あれから20年たちましたけれども、果たして障害のある方たちがサービスを選択して利用するという制度になったのでしょうか。施設には、まだ10万人以上の知的障害の方がいらっしゃいます。あるいは、精神障害の方も精神科病院で地域での生活を待っています。このような状況の中で、今回の後見制度の見直しや総合的な権利擁護支援策というのは、障害者が地域においてもう一度真に豊かな生活をする、そういう機会とすべきと考えております。

そのためには、1つ目として、権利擁護の概念を、本人の意思決定に関する課題全てと捉えて、概念を大きく捉える必要があるのではないかと考えています。

それから、2番目として、総合的な権利擁護支援策は、地域において障害のある方が地

域で生活するために非常に重要なツールですので、スピード感を持って構築していただきたいと思っています。

それから、3番目に、権利擁護に関する必要な経費については、現在の地域生活支援事業の補助金ではなく、個別給付とすべきだと考えています。これを非常に強く望みます。

以上です。

○菊池委員長 ありがとうございます。

上山委員、お願いします。

○上山委員 私からは、成年後見制度を含めて、広く地域の権利擁護支援制度あるいは中間検証との関係で言えば、地域連携ネットワークづくりの適切な運用を具体的に担保できるような包括的な法律の整備が必要ではないかということをお提案申し上げたいと思います。時間が限られておりますので、2点に絞ってコメントいたします。

1つは、地域連携ネットワークのワーキング・グループの報告でも申し上げましたが、中核機関の権限等について明確化していく上では、一定の包括的な法整備が必要であろうと考えています。特に、先ほど御紹介いただきましたKPIについて、中核機関の整備状況が約6割というのは、一定の着実な進捗を見ているとはいえ、中核機関の整備というものが、そもそも第一期計画段階からの懸案であったこと、さらに言えば、依然として小規模自治体の取りこぼしが見られることなどを考えますと、中核機関の明確な法的な位置づけが必要であろうと考えます。

もう一つ、市町村申立てについて申し上げますと、現状では、精神保健福祉法などの3つの個別立法によって規定されているほか、各種の虐待防止法などにも関連規定が置かれているという状況にあるかと思えます。端的に申し上げて、全体の見通しが非常に悪い状況にありますし、全ての対象者がこの3つの法律によってカバーできていないのではないかという懸念も一部で示されてもいます。したがって、こうした種々の課題について、例えば現状の成年後見制度利用促進法などをより具体化・実質化するような形で、地域権利擁護支援の運用体制に関する具体的な規制を含む包括的な法律として再構築することも検討してよいのではないかと考えます。

以上です。

○菊池委員長 ありがとうございます。

中村委員、お願いします。

○中村委員 中村でございます。

今回については、第一期計画の見直しの中での地域共生社会の実現のベースとして、権利擁護支援というものが明確になった中で、地域福祉を推進している社協としても、その役割とか期待というのを再認識させていただいております。そういう中で、各種モデル事業においても、都道府県社協、そして市町村社協においても積極的に取り組んでいるという状況でございますが、基本的には人とか財源の問題が大変大きいです。それと、各市町村格差というか、人口規模の問題もあって、なかなか単独では難しい場合の広域の役割、



これは都道府県や都道府県社協ですが、そういうところを含めた部分についても、今後、より一層、今、進めているモデル事業を踏まえながら検討させていただきたいと思います。

また、地域における権利擁護支援では、成年後見制度と日常生活自立支援事業以外の簡易な金銭管理については、新たな身寄りのいない人等を含めた、トータル的な権利擁護支援をどう作っていくのか。そして、どういうふうに役割分担するかということも含めて、引き続き検討させていただければありがたいと思います。

以上です。

○菊池委員長 ありがとうございます。

永田委員、お願いします。

○永田委員 同志社大学の永田でございます。

私からは、特に総合的な権利擁護支援策について、大きく2点申し上げたいと思います。

まず、第二期基本計画の中で提言された成年後見制度の見直しについては、法務省を中心に進められることになりました。一方で、この議論と一体的に進める必要があるとされてきた総合的な権利擁護支援策は、いわゆる身寄りのない高齢者の問題への関心が高まっていることと併せて、非常に重要な課題となっていると認識しています。こちらは、今年度、先ほど山野目先生の御報告のとおり、ワーキング・グループの中で議論してきましたけれども、次年度以降、この成果をどのように具体化していくべきなのか、これを明確にしていくことが極めて重要です。

蛇足ですけれども、本日午前中、京都市全体の権利擁護に関する協議会がございました。図らずも、現場で支援されている皆様から、日常生活自立支援事業の待機者が多く非常に深刻であるとか、地域で生活支援と金銭管理のニーズが非常に大きいといったことが御報告されておりました。従来、家族や親族がやってくれると期待されていたような機能を確保できない方が非常に増加していて、これを特定の人や機関がそっくり引き受けてくれるという想定も難しいのが現実ではないかと思っています。

そうすると、2点目になりますけれども、個別の事業、つまりパーツの検討だけではなくて、成年後見制度を含めた多様な支援のボールを落とさないように、多機関が協力しながら権利擁護支援のニーズがある方を地域で支えていく、そういう仕組みづくりを検討していくことが必要になります。その中核として、市町村が重要な役割を果たすべきではないかと考えています。

御報告があったように、皆さんの努力で地域連携ネットワークのエンジンである中核機関の整備は徐々に進んできていますが、この法制化を含めて、位置づけをきちんと明確にしたほうがよいというのは、各ワーキングでも再三提起されているところです。包括的な支援体制、重層的支援体制整備事業といった、ほかの地域福祉の取組との整合性も図りながら、屋上屋にならないようにこのことを考えていく必要があります。

また、モデル事業や日常生活自立支援事業を含めた意思決定支援が確保された総合的な権利擁護支援策の検討と、相談支援や多機関協働の中核になる市町村の役割、この両方に

ついて、先ほどの法制審との対比で言えば、令和7年に予定されている社会福祉法の改正に向けた議論の中で、しっかりと協議していかなければいけないと思っています。その際に、ワーキングでの議論を踏まえていただくことが極めて重要だと思っていますので、こちらの中間検証としっかり連動させながら進めていただくことを強くお願いしたいと思います。

私からは以上です。

○菊池委員長 ありがとうございます。

西川委員、お願いします。

○西川委員 2点指摘した上で意見を述べます。

1点目は、後見人の報酬助成制度の法制化の必要性についてです。成年後見制度は人権保障の仕組みですから、本人に資力がなければ利用できないということでは困ります。そのために後見人の報酬助成制度があるわけですが、現在の報酬助成は市町村事業に国が補助するという形で実施されているため、市町村によって助成の要件が異なっています。人権保障の仕組みへのアクセスに地域格差があるということでは困りますので、後見人の報酬助成の仕組みを法律上の制度としてきちんと位置づけることが必要だと思います。

2点目は、身寄り問題への適切な対応をお願いしたいという点です。昨年来、国の資料中に身元保証の仕組みを無条件に追認するかのような記述、あるいはそのように誤解されるような記述が見られるようになり、実務の現場では混乱が生じつつあります。これまでは、成年後見制度を利用していれば身元保証は求められないという流れができつつあったのに、一部ではありますが、その流れに逆行するような動きも見られます。実務において、実際に身元保証人に何が期待されているのかというと、その役割は緊急連絡先であり、医療同意のサインであり、死後事務だと思えます。身元保証人に医療同意の権限はないわけですから、現実に身元保証人が本人の生前にしている意味のあることは、緊急連絡先として電話番号を書くということだけです。最近では、身元保証を終活支援とかキーパーソンという言葉に置き換えて、問題の本質を曖昧にするケースもあります。死後事務の履行が保障されなければ、生前の支援はできませんという姿勢は本末転倒だと思えます。キーパーソンがいなければ入院・入所を認めないと言ったり、キーパーソンがいる場合には後見人の指示には従えないというふうに説明したりする病院や施設が現実に存在しています。このようなおかしい流れを修正するメッセージを早急に発信した上で、身元保証の慣行や身元保証事業者の本末転倒な活動を安易に追認することなく、総合的な権利擁護支援策の実働を検討していく必要があります。

以上の指摘をした上で、資料3に関して2点意見を述べます。

成年後見制度利用支援事業や中核機関、そしてモデル事業の法制化といったテーマは、時間をかけて議論する必要があります。福祉法制の改正の方向性を整理する作業を先にする必要があると考えますので、資料3で示された議論の順序には疑問があります。

それから、議論の方法についても、専門家会議において意見書を提出して、2分、3分、

発言するというだけでは、委員の意見が中間検証にきちんと反映されないのではないかと危惧します。先ほど山野目委員から、特にモデル事業については、これから中間検証において的確な深掘りがされなければならないとのご報告がありましたけれども、それがこのままではできないのではないかと危惧します。委員の意見を丁寧に聴取して中間検証に反映させる機会を確保していただきたいと思います。

以上の意見を踏まえて中間検証を進めていただくようお願いします。

○菊池委員長 ありがとうございます。

それでは、本日御欠席の馬渡委員の代理として向井課長からお願いいたします。

○向井代理 馬渡委員代理として、最高裁からは、関係機関の連携の必要性・重要性について意見を申し上げます。

第二期計画は、成年後見制度を本人の権利擁護支援のための重要な手段の一つと位置づけているところ、本人に必要な支援は後見人等のみで実現できるものではありません。本人の尊厳ある生活のために、本人が必要とする支援について、成年後見制度以外の仕組みを含めてフラットな視点で検討する必要がありますし、成年後見制度を利用するとしても、チームの中で誰がどのような役割を果たしていくのかを、事案に応じて柔軟に検討することが重要と考えています。そして、そのようなことを実現する地域づくりのためには、関係者や関係機関において何ができるのか、自らの役割を考え、また、他の関係機関の役割を理解して、相互に連携していくことが必要だと考えます。

もちろん、法律上、または機関の性質上、できないとされていることについて、それを乗り越えて行うことは不可能ですが、制度の「運用・監督」機能を担う裁判所を含め、可能なこと、なし得ることについては自分ごととして捉え、どうすれば地域の課題に対応できるかという発想で考えていくことが重要だと思います。

利用者、市町村、中核機関、専門職団体、家庭裁判所は、それぞれの立場によって見える風景が違うことから、目に入る課題も異なってきます。それぞれが認識した課題を共有し合い、地域全体として何が具体的な課題なのかを協働して見出した上で、その課題に対してどのように対処していけばよいのかを共に検討し、地道な取組を続けていくことが必要なのではないかと思います。

裁判所としても、今後もそのようなプロセスの中で、司法機関として福祉・行政等による「支援」をどのように成年後見制度の「運用・監督」につなげていくのかについて検討して、さらなる取組につなげていきたいと考えます。

以上です。

○菊池委員長 ありがとうございます。

野澤委員、お願いします。

○野澤委員 野澤です。2点意見を述べさせていただきます。

1つは、意思決定支援です。現在でも12万人ぐらい入所施設にいますけれども、国連の総括所見でも地域移行は強く指摘されているところです。今年の障害者の報酬改定の中で、

全ての利用者から地域移行の意思確認をするように。これをしないと補助金を減算するという規定が盛り込まれましたけれども、誰が、どう聞くかによっていかようにもなってしまうのですね。なので、意思決定支援というのは最重要、喫緊の課題だと思います。

地域においても、障害者・高齢者でセルフネグレクトですか、福祉も医療も後見も拒否するという方は非常に増えているように思います。こういう方に信頼してもらうためには、踏み込んだ支援をしなければいけなくて、ようやく信頼してもらってつながっていくと、どんどん気持ちが変わってくるのですね。踏み込んだ支援で熱心なままだと、今度は逆にそれに反発して心理的虐待と訴えられたケースが私の地元でもあります。なので、アドバンス・ケア・プランニングは市民後見人にはちょっと負担が大きいという指摘もありますけれども、それに近いような手厚い意思決定の仕組みというスキルも、ここでつくっていくべきだと思います。

もう一つは、財源論です。先ほど来から複数の委員からも御指摘がありましたけれども、障害者の場合で言うと、17年間で利用者が3倍ぐらい増えているのです。それは財源も3倍以上に増えているからです。介護保険も同じだと思います。どれだけ必要性が叫ばれても、財源がなければ増えない、利用できないと思います。どこで議論したらいいかわからない。厚生労働省の中か、あるいは与党の部会とかでも議論しないといけないと思うのですけれども、踏み込んだ財源の、例えば少子化対策でも、具体的にどの税とか、どういうものを使うかというのはセットで議論されていますね。思いつきのようで非常に恐縮ですけれども、例えば相続税とか、非常に親和性があるように思いますし、相続税の一部をこの成年後見の財源として使う、あるいは相続税に関連した税制の優遇措置をうまく活用したような、そういう具体的な財源論というものが、今必要ではないかなと思っております。

以上であります。

○菊池委員長 ありがとうございます。

花俣委員、お願いします。

○花俣委員 私どもは素人でもございますので、所感とお願いについて述べさせていただきます。

まず、資料3の令和6年度における中間検証の進め方（案）についてですが、資料1-1におけるワーキング・グループについての御報告、委員の主な意見が実に簡潔にまとめられております。これについては、議事録あるいは各委員のその都度の意見書を丁寧に読み込めば、また、冒頭の山野目先生からの御指摘の課題、それから、各先生方からの的確かつ整理された御意見に賛同しつつ、中間検証において優先的に検証すべきことは明らかではないかというふうに感じております。民法の改正についての本格的な議論が始められ、いよいよ制度そのものが柔軟なものへと変わることには大きな期待をいたしております。

併せて、従前より再三要望しておりますとおり、成年後見制度の改正を視野に入れるとするなら、そのはざまのセーフティネットでもある持続可能な権利擁護支援モデル事業の整備に向けた検証こそが重要ではないでしょうか。さらには、中核機関を含めた法的根拠

に基づいた仕組みづくりを進めるべきときではないでしょうか。いつまでもモデル事業がモデル事業のままでは困ります。したがって、この進め方に関しては、いま一度御検討くださいますよう強く要望いたします。

以上です。

○菊池委員長 ありがとうございます。

太田委員、いかがでしょうか。

○太田委員 ありがとうございます。豊田市長の太田です。全国市長会の立場から、次年度に実施される中間検証に向けて意見を述べさせていただきます。

これまで、前回の専門家会議や各ワーキング・グループにおいて、それぞれの課題について発言してまいりました。その内容が本日、結果概要としてまとめられておりましたので、これを下地に次年度の中間検証においても引き続きしっかりと検討を進めていただきたいと思います。

私ども都市自治体は、福祉行政の現場を抱える身として、判断能力が不十分な方はもちろんですが、孤独・孤立問題を背景にして身寄りを頼ることのできない高齢者や、親亡き後の障害者に対する生活支援ニーズの急速な高まりを感じているところです。このような状況の中、社会全体でこれら高齢者や障害者の権利が保障される新たな制度の構築を求めてまいりました。これは市町村をはじめ、特定の機関だけに過重な負担が生じることのないよう分担し、今後も関係者が方向性と足並みをそろえながら、柔軟かつ着実に取り組んでいける仕組みを求めているものです。

そのためには、私どもも努力してまいりますけれども、政府におかれましても、「幸齢社会」実現会議を踏まえた取組を行われることかと思いますが、省庁横断的により一層取り組んでいただくことや、次年度に検討が見込まれる社会福祉法の改正などを視野に入れ、総合的な権利擁護支援に向けて、関係者のみならず、国民から理解が得られるようなものとなるよう、検討を進めていただきたいと思います。その際、都市自治体の立場から、この制度が持続的に運営できる実現可能なものとなるよう、現場の実態に即した制度設計をしていただくことをお願いいたします。

以上です。

○菊池委員長 ありがとうございます。

星野委員、お願いします。

○星野委員 星野です。

日本社会福祉士会としては、参考資料9で意見も出しております。2分という時間なので、伝えるべきところ2点と、それから令和6年における中間検証の進め方についての意見を申し上げたいと思います。

まず、1点目ですが、法務省からの御報告にもありましたとおり、民法改正がもう具体的に見える状況になっている中で、地域福祉がどのような状況になっていくかというところが見えていないという実感があります。そこについては、これまでも多くの委員の方が

おっしゃったように、中核機関の法的根拠がもう求められているとっております。意見書にも述べましたが、中核機関の中で求められる、基本計画の中の4つの機能について、公的責任として担うべき部分つまりどの地域においても最低限必要な部分、この類別化といいますか、仕分けを来年度、中間検証の中でまずやる必要があると思います。それが1点目です。

2点目です。意思決定支援についても私たちは非常に大事だと思っております。国の5つのガイドラインの整理ということがなされて非常に分かりやすくなったと思っておりますが、様々な捉え方の中で、意思決定支援についてもある程度の法的な根拠、どこに位置づけるかも意見書の中では述べております。これが社会福祉法の中に入るのは難しいのではないかと私たちは考えておりますが、基本計画の根底となった利用促進法の法律を見直す必要もあるのではないかと、より発展させていく必要があるのではないかと考えます。この中に、意思決定支援について、あるいは中核機関の機能について、法律として法的根拠として落とし込むことができるのかどうか、こういった検討を早急にする必要があるのではないかと考えます。後見報酬のところも意見を出しております。

最後、来年度の進め方についてです。ご提案のようなやり方では、意見交換というのがなかなか難しいと思っております。中核機関の法制化の検討というところでは、ワーキングの設置というものを改めてご検討いただきたいということで、意見として申し上げたいと思います。

以上です。

○菊池委員長 ありがとうございます。

水島委員、お願いします。

○水島委員 私からは、質問と意見、両方述べさせていただきます。

まず、質問でございますが、第二期基本計画の工程表及びKPIでは、成年後見制度、民法等の見直しの検討に対応する形で、日常生活自立支援事業の実施体制の強化、それから、新たな支援策の検討等を踏まえ、福祉の制度、事業の必要な見直しの検討を進めるとしてあります。私の意見書、参考資料9の49ページ以降でも述べたとおり、基本計画上の意思決定支援の確保及び意思決定支援の浸透に当たっては、必要とし得る支援の水準や形態にかかわらず、全ての障害者の自律、意思及び選好を尊重する支援を受けて意思決定をする仕組みの設置が意識されるべきと考えます。

このような観点から、持続可能な権利擁護支援モデル事業、テーマ2をはじめ、厚生労働省の各部局は、意思決定支援についての仕組みづくりの制度化・法制化に向けた検討なども進めているものと思われませんが、成年後見制度の見直しの動きに併せて、よりスピード感を持って、同時並行、または先行して制度化の議論を進める必要があるのではないのでしょうか。

そこで質問ですが、社会福祉法制の在り方及びこれに付随した意思決定支援の確保、浸透のための仕組みづくりに向けて、成年後見制度に関する所管部局である社会・援護局の

みならず、認知症の人の支援を担う老健局、障害者の支援を担う障害部を含め、厚生労働省を挙げて、一体的に、かつ専門家会議の委員の希望者も参画する形で集中的に議論できる場を早期に形成することについて、それぞれの部局からの御意見を賜りたいところでございます。

続いて、私の意見ですが、様々な委員から先ほど御指摘されましたとおり、私も現時点の中間検証の進め方の全てに賛同することはできず、修正が必要と考えます。この中間検証における専門家会議においても、次年度以降の展開を踏まえて、まずは持続可能な権利擁護支援モデル事業の法制化及び中核機関の法制化に関する議論を先行させるべきであろうと思います。

具体的には、この進め方の表のうち、制度等の見直しに向けた検討等と地域連携ネットワークづくりを同じ回にした上で、意思決定支援の仕組みを実装する権利擁護支援の在り方、つまり、法制化も視野に入れた議論を早期に行うべきでしょう。また、この専門家会議だけで議論の展開が難しいようであれば、先に述べたような厚生労働省を挙げた一体的な議論の場や各種ワーキングを立ち上げるなどして、早期に集中的な議論を行うべきです。なお、意思決定支援に関しては、先ほど大塚委員が御指摘されたように、全てに関わる問題、テーマでございますので、第16回だけではなく、全ての回において議論に含めるべきではないか、そのように考えます。

以上です。

○菊池委員長 ありがとうございます。

山下委員、お願いします。

○山下委員 私からは、金銭管理の問題を中心にお話をさせていただきますが、本日、金融庁から、後見制度支援預貯金や後見制度支援信託の導入状況についての御説明がありました。恐らく成年後見に関しては、金融機関に期待されている役割というのはこれだけではないという部分があるかと思います。例えば、成年後見制度自体の要件にも関わりますけれども、後見制度が始まらない間に判断能力が衰えても、本人自身が安心して使えるような預金というものがあり得ないかとか、あるいは本人が信頼して、本人の委任に基づいて指名された代理人が、比較的簡単に取引できるような預金の在り方というのはあり得ないかということです。

これは恐らく、金融庁が指導してどうのというよりは、各金融機関ができるだけ工夫して行って、そういったものを作っていただきたいという部分があるかと思います。そのときに重要なのは、金融機関、それぞれにいろいろな懸念があるかと思います。必要以上のリスクを心配しないでやれるような仕組みづくりというのが必要かと思います。例えば、金融機関によっては、本人が使いたいと思っているような場合であっても、親族、推定相続人になる人たちが勝手にお金を引き出すことに対して抗議するようなケースがあると思います。本来、本人の財産である以上は、親族が何か文句を言うというのはおかしい話なのですが、金融機関としては、強く抗議されてしまうと動きにくいというような本音とい

うのはあるかと思えます。

これは恐らく、適切に本人の意思を確認しているならば問題はないという部分もあるかと思うのですが、そのためには、中核機関等がその地域の中で意思決定支援が適切に行われるには、どのような手続を踏めばいいかということについて、あらかじめ金融機関の方々と事前に打合せをしておくとか、そういう工夫が必要かと思えますので、そういった意味で、金融機関がどのような工夫をしたいか、どのような懸念があって、どのようにそれを我々が乗り越えていかなければならないか。中核機関に何を求めるのかといったことについての議論の整理ということ、今後期待しているということでございます。

以上です。

○菊池委員長 ありがとうございます。

山野目委員、お願いします。

○山野目委員 中間検証の中味につきましては、私からは意見を申し上げることをせず、先ほど水島委員からお出しいただいた、厚生労働省事務当局に対する質問への答えが大事であると感じますから、そちらのほうの時間にむしろ回していただければよろしいと考えます。

中間検証の手順につきまして、委員の皆様のお話を伺っていて、いささか心配になってきたところがございます。この後、オンラインの委員の皆様にも御発言いただき、そこでも大切な指摘がされると予想しますが、既に青木委員、西川委員、花俣委員、星野委員、水島委員から、資料3のまま中間検証を進めることではうまくいかないという趣旨の御発言がありました。それから、上山委員からは、法制の整理をきちんとしなければいけないという骨太な重要な御指摘もありました。永田委員から、2024年度においてきちんとした成果が見据えられるような成果獲得の検討が必要であるという、これまた重みのある指摘がありました。

これらを進めていくのにはどうしたらよいか。資料3のとおり行きましょうという機械的な議事進行をしていただいたのでは、皆さん、顔を合わせる機会というものがあまりないものですから、会議の機会が限られている中、何らかの工夫をしていただければありがたいと感じます。

○菊池委員長 ありがとうございます。

それでは、久保委員、お願いします。

○久保委員 ありがとうございます。

私のほうから、令和6年度における中間検証の進め方について意見を申し上げます。令和6年度における中間検証の進め方について、本会としては強い懸念を持っております。現在、法務省において法制審議会の民法部会が設置され、法改正を含む成年後見制度の見直し議論が本格化する状況を踏まえ、今回の提案ではスピード感が追いつかないといえますか、片方の法律を見直す場合には、こちらの議論がもう少し早く進んでいかないと、民法改正のほうにも影響を及ぼすというふうに思っております。



仮に成年後見制度が必要なときに必要な期間のみ利用する仕組みとなった場合であっても、知的障害者の場合には日常的な権利擁護の体制の確立が不可欠でございます。そのためにモデル事業を展開してきたと理解しておりますが、全国に広がっているとは言えない状況にもかかわらず、令和6年度の取組がいささか消極的なように見えます。このようなスケジュール感では、全国津々浦々での障害者の生活は安心できないというふうに感じておりますので、再検討をお願いしたいと思っております。

市民後見人の養成につきましても、見過ごせないほどに実態が進んでいないのではないかと感じております。育成会も、組織として市民後見人として活躍できる余地があると考えておりますので、ニュースレターなどでそうした情報発信を積極的に行っていただきたいと思っております。見直されました成年後見制度が施行される時点で、日常的な権利擁護体制を確立するためには、スピード感を持って、令和6年度の上半期でさらなるモデル事業をするなり、ヒアリングを行うなりして、モデル事業を本格的に実施するための課題を挙げて、全国展開できる仕組みとすべきであると思っております。理想的には、各種のモデル事業や中核機関、市民後見人の養成などを法定事業としていただき、強力で全国展開できるようにしていただきたいと思っております。

意思決定支援も、私たちにとってはとても大事な取組でございますので、このことと併せて、意思決定支援の取組にもワーキングを置いて議論していただきたいと思っております。

以上でございます。

○菊池委員長 ありがとうございます。

それでは、河野委員代理でいらっしゃいます北菌室長、お願いします。

○北菌代理 私からは、せつかくの機会ですので、本県の取組状況を中心に述べさせていただきます。

国の第二期基本計画におきまして、先ほど御説明にもありましたとおり、各都道府県が令和6年度までに達成すべきKPIが設定されておりますが、本県におきましては、今年の1月に担い手の確保・育成方針を策定し、これで取りあえず全てのKPIを達成したところであります。

あと、担い手の確保という観点からは、先ほど厚生労働省より御説明がありましたモデル事業にも本年度から取り組んでおりまして、具体的には、県内の社会福祉法人など、後見の受任が可能な法人を対象としてアンケートを実施しておりまして、その課題分析を行ったほか、養成研修への参加呼びかけなどを実施したところであります。

今後は、後見の受任が可能な法人の更なる掘り起こしでありますとか、関係者間の連携強化など、県内の全ての市町村において法人後見を受任できる体制構築に向けて事業を進めてまいりたいと考えております。

いずれにおきましても、本日のワーキング・グループからの報告でありますとか、委員の皆様方からも御意見ありましたとおり、今後、都道府県の役割が重要となってくると認

識しておりますので、県として主導的な役割を果たすべく、様々な取組を行いまして、関係機関と連携し、権利擁護に関する課題解決に引き続き尽力してまいりたいと考えております。

私から以上です。

○菊池委員長 ありがとうございます。

櫻田委員、お願いします。

○櫻田委員 ありがとうございます。ピアサポート専門員研修機構の櫻田でございます。

私も、中間検証の進め方について懸念していることがございますので、その点について述べさせていただきます。何人もの委員の先生方、述べられているとおり、中間検証の進め方、拝見した限りで、この中で本当に十分な議論ができるのかというのは、私も懸念しているところであります。私たち障害を持っている者としては、自分たちの使う制度のことについて十分に議論していただきたいなと思っておりますので、その点に関して十分な議論ができる時間の確保をお願いできたらと思っております。

あと、皆さんがおっしゃっているとおり、意思決定支援についても、実際、具体的にどう進めていくかというところは、これから議論していく点であるかと思いますが、私たち自身の意思を酌み取ってほしいとか、それに向かって、私たち自身の意思をどう表明していいか。安心して意思が表明できるような場所づくりとか仕組みづくりを、ぜひ中間検証の中にも議論する時間を取っていただければと思っておりますので、その点についても御承知おきいただけたらと思っております。

以上になります。

○菊池委員長 ありがとうございます。

住田委員、お願いします。

○住田委員 ありがとうございます。

2点、申し上げます。

1点目です。中核機関体制整備の速報値では、61.5%まで進んでいます。今後は、広報・相談から始まった、その機能の拡充や強化は次のステージに移行しつつありますが、候補者調整の仕組みを構築しても、報酬が担保できなければ専門職に依頼することは困難です。この点について、資料2-2では、約94%の高齢者・障害者関係、どちらの自治体においても利用支援事業の要綱は整備済みとなっておりますが、実際の運用では、収入・資産などの助成要件が自治体によって異なっているため、結局、助成対象とならない場合も多くあることが、第4回の運用改善ワーキング・グループでも明らかになりました。制度の必要な人が、報酬の支払いや不安のため、必要な制度につながらないことがないよう、権利擁護の課題として、助成の在り方や予算の仕組みの検討が重要と考えます。

次に、相談・苦情体制については、試行事業を経て、地域の実情に応じた専門職や裁判所との連携の仕組みが必要であることが明らかになりました。専門職団体も地域によって対応の仕組みが異なり、会員への指導や助言にも限界があります。また、相談・苦情の内

容・対応ですが、後見事務に関する理解不足や誤解のほか、意思決定支援の課題としては、後見人だけではなく、支援者の理解が不十分な場合もあるため、意思決定支援をどのように地域で推進していくのか、正解がない難しさもあり、現場での個別の実践の積み重ねを集約するとともに、今後の具体的な進め方については、検討のワーキングが必要と考えます。

以上です。

○菊池委員長 ありがとうございます。

御発言、短い時間設定で大変申し訳ございませんでしたが、御協力いただきまして、ありがとうございます。

それでは、一通り、皆様から御意見いただきましたので、水島委員、山野目委員からも御質問があったかと思しますので、厚生労働省さん、よろしくお願ひします。

○火宮成年後見制度利用促進室長 水島委員から厚生労働省の3部局に対して御質問いただいたと考えておりますので、まず、社会・援護局から回答させていただきます。

成年後見制度利用促進室としては、第二期基本計画のとおり、意思決定支援は様々な分野において浸透が図られるべき課題と捉えております。そのため、一義的には各所管部局が責任を持って対応すべきと考えておりますけれども、その確保や浸透に向けた検討に当たって、第二期基本計画の方向性が反映されるように、当室としても省内連携に努めてまいりたいと考えております。

○尾崎認知症総合戦略企画官 老健局認知症施策・地域介護推進課でございます。

認知症施策については、この1月に施行されました共生社会の実現を推進するための認知症基本法がございまして、それを踏まえて、今後、政府として基本計画というものを策定することになっております。その策定に当たっては、法律に、認知症の方の意思決定支援、権利利益の保護というものが基本的施策という形で定められておりますので、その内容について検討することになりますし、今後の全体の成年後見制度の見直しの状況も踏まえながら、この計画策定に当たっては、御本人・御家族等の御意見も聞きながら策定するということが、これも法律上、書かれておりますので、そうした中で検討してまいりたいと思っておりますし、関係部局とも相談していきたいと思っております。

○栗原地域生活・発達障害支援推進室長補佐 障害保健福祉部障害福祉課の栗原です。

障害者施策におきましては、まさに障害福祉サービスにおける意思決定支援を推進しているところでして、令和6年の報酬改定におきまして、平成29年に意思決定支援ガイドラインというものを作っているのですが、その内容につきまして、各相談支援とか障害福祉サービスの指定基準のほうに内容を盛り込んだりしております。さらに、サービスの利用の計画を作成する際に、本人の参加を原則として、その場において本人の意向をしっかりと聞くといった見直しなどを行っているところであります。

成年後見制度の見直しの検討状況を踏まえつつ、障害部としましても、意思決定支援の在り方について、今後必要な検討をしてまいりたいと思っております。必要に応じまして、

関係部局と相談していきたいと思います。

以上です。

○菊池委員長 ありがとうございます。本日、多くの皆様から、資料3の中間検証の進め方の案につきまして様々御意見いただきまして、しっかりとした議論が必要ではないかという御趣旨の御意見が多かったと思います。この点について、今日、では、何かやりますといった検討をする準備もございませんので、所管課と私も連携を取って、皆様の御意向が反映される方向で少し調整してみたいと思います。室長、よろしいですか。

○火宮成年後見制度利用促進室長 菊池先生と御相談させていただき、また皆様とも御相談させていただきたいと思います。

○菊池委員長 改めて皆様にも御相談させていただきます。

青木委員。

○青木委員 青木です。

ぜひ検討をお願いしたいと思いますが、先ほどちょっと時間がなくて、詳しくお話しできませんでしたが、この第二期基本計画を作るとき、4月にワーキング・グループを立ち上げて、3つのワーキングが9月までに合計で十何回ワーキングを毎週のように行った上で検討していました。それとは別に、具体的な事業に関するワーキングを走らせて、研究事業を走らせて、そこでも具体化を図るということをしていました。第二期基本計画だからということではなくて、この第二期基本計画自体が非常に重要な課題がたくさんあるものですから、これを5年間でやろうと思えば、これと同じようなレベルでの来年度の取組がなければいけないかなと思っていますので、テンポ感も含めて、そういったことを具体的に検討いただきたいと思います。

○菊池委員長 ありがとうございます。御意見として承っておきます。

若干時間がございますが、皆様に時間短縮をお願いした部分がございますので、追加で御意見があれば、50分ぐらいまでですが、御意見賜りたいと思いますが、特によろしいですか。ありがとうございます。中間検証の在り方につきましては、少し調整させていただきます。あと、2分という時間設定につきまして、短いなというのは、私も様々な会議に出ていると感じるところでございます。もう少し長く発言いただけるように工夫できればなと思っておりますので、この点も事務局と調整させていただきたいと思います。

今日、様々な観点から、様々な御意見をいただきまして、どうもありがとうございます。成年後見制度は、その見直しが法制審議会に諮問され、大きな転換点を迎えています。本日、委員の皆様から、成年後見制度の利用促進施策はもとより、それを超えて、権利擁護支援の観点から地域福祉の一般施策に至るまで、幅広く御意見を賜った次第でございます。どうもありがとうございます。

私の分野から少しだけ発言をお許しいただければ、まさに地域福祉の一般施策に至るまで御意見いただいたというところにも関連するのですが、昨日、実は内閣官房の全世代型社会保障構築会議が開かれました。直近の最大の目玉は、子ども・子育て支援法改

正に向けた議論なのですけれども、その中で、この全世代型社会保障の4つの柱の一つとして地域共生社会の実現がうたわれているわけです。昨年12月に改革工程が示されまして、今後の改革工程を示して進むということになっています。その中で、令和6年度においては住まい支援の取組、法案がもう既に出ています。それから、重層事業の展開、法律改正に向けた検討といった事項が並んでいます。

その中で、2028年度実施に向けて検討する項目として、身寄りのない高齢者等の支援が入っています。そうすると、まさに判断能力の有無を問わず、地域で住まう人々の生活をどう支えていくかという非常に大きなテーマになってまいります。今日の議論にも少し出ていましたけれども、関連する会議体というのは、もちろん本会議も非常に重要な1つになります。それ以外に様々な会議体あるいは制度が関わってくると認識しています。私に関わっているところでも、生活困窮者支援・生活保護部会あるいは介護保険部会、障害者部会、内閣官房孤独・孤立対策、全世代型社会保障改革、あとは、先ほど御意見ありました「幸齢社会」実現会議というのも12月に報告書を出しています。

こういった様々な施策や制度の組合せが必要になってくる。さらに、この分野を官民あるいは公私の連携や役割分担をどう図るかということも非常に大きなテーマになってきます。ですので、包括的な大きな視点からの議論が必要なテーマだと私は認識しています。その意味で、昨日の会議で、2028年度までの取組として、身寄りのない高齢者等への支援を挙げていただきましたが、この1年で権利擁護支援、住まい支援に加えて、身寄り問題などに関連する施策をめぐる議論の機運が高まっています。個別の議論に終始することなく、問題の全体像を捉えたしっかりした政策論議がなされるよう、包括的な取組をお願いしたいと全世代型社会保障改革会議でも発言させていただいています。

そうした内閣官房、政府全体としての取組の中で、先ほど朝川局長からは、1つ枠組みをつくるといった前向きな御発言もございました。大きな枠組みの中で議論せざるを得ない分野でございますので、そういった議論を期待したいと思います。ただ、これも皆さんから御議論ありましたが、そうは言っても、いつまでも何年もかけてやるというスピード感ではちょっと遅いのではないかというのは、私も感じるところでございますので、その辺りも踏まえて、これは成年後見制度利用促進室だけの話でもないわけですが、しっかり厚生労働省として、政府として取り組んでいただきたいと思います。と思っています。

新井委員、どうぞ。

○新井委員 私が発言の第1点で述べた点についてです。要するに、国連の障害者権利委員会は、基本計画自体が懸念事項であるとしていますが、それについて日本側からの発言・反応を聞いたことがないのです。これでよろしいのでしょうか。なぜそうなったかということ国はちゃんと捉えて、対策を取ろうとする姿勢があつてしかるべきだと思います。全く無視されているような状況であるということについて、私は懸念しております。なぜそうだったかという理由について、我々、委員として、きちんと共有しておく必要があると思うので、その点はぜひお願いいたします。

○菊池委員長 ありがとうございます。青木委員。

○青木委員 ありがとうございます。

関連してですけれども、総括所見がどのような意図でああいうふうにかかれたか分かりませんが、我々としては、第二期基本計画の総合的な権利擁護の中で成年後見を位置づけるというふうに、ある意味では少し方向を転換したと思っています。そういう意味で、意思決定支援の充実とか総合的な権利擁護の充実という中で、この全体の計画をするという意味で言いますと、利用促進を今後は総合的な権利擁護事業の取組だというふうに転換していく時期に来ているのかなと思っています。その意味では、それをもって1つの総括所見についてのアンサーになるのではないかとも思っておりますので、そういった観点も含めて考えていければと思っています。

○菊池委員長 ありがとうございます。

それでは、水島委員、お願いします。

○水島委員 水島です。

先ほど各部局の皆様から、現状の御見解等をいただきました。ありがとうございます。ぜひ連携して早急に取り組んでいただきたいと思います。

その観点から追加で指摘させていただきますと、先ほど新井委員から障害者権利条約等の話がございます、関連するかもしれませんが、例えば、児童の権利に関する条約、いわゆる子どもの権利条約第12条で規定されている、子どもの自分自身に関することについて自由に意見を表すことのできる権利を踏まえ、こども家庭庁においては、意見表明等支援員といった制度を作って対応しています。このようにこども家庭庁においても意思決定支援の取組みに知見をお持ちかと存じますので、先ほどの省庁・各部局の連携に当たっては、ぜひこども家庭庁支援局とも連携していただければと考えます。

○菊池委員長 貴重な御意見ありがとうございます。

星野委員、どうぞ。

○星野委員 今、名称の話が出たので、意見書の中にも述べたのですが、利用促進という言葉は国民にとって非常に理解がしづらい状況だと思います。成年後見制度の利用促進と、まだまだ思っている方々は多いと思います。でも、この専門家会議の中でも出ているように、総合的な権利擁護支援をどうしていくかということが第二期計画ではうたわれており、それに向けて意見交換しているところですので、法律の名称もそうですし、成年後見利用促進という名称を使い続けるのか、これについても、来年の中間検証で議論が必要ではないでしょうか。

以上です。

○菊池委員長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

いろいろ議論を出していただけるのは大変ありがたいことです。どうもありがとうございます。御意見について受け止めさせていただき、事務局としてお考えいただき、何ら

かの対応が可能かどうか検討させていただきたいと思います。私も関わりますので、よろしく申し上げます。ありがとうございました。

それでは、関係省庁におかれましては、本日の御意見も含め、引き続き第二期基本計画に掲げられた施策の推進に取り組んでいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

それから、令和6年度における中間検証の進め方については、先ほど申し上げましたが、いろいろな御意見いただきましたので、事務局とまたすり合わせて検討させていただくという形にしたいと思います。その上で、できるだけ皆さんの御意見も踏まえた、御意見がきちんと受け止められる形で、第一期と同じようにやるかという点についても、いろいろな考え方があり得ると思いますので、そこはまた検討が必要かと思いますが、皆様の御意見を踏まえて丁寧な会議運営に努めたいと思いますので、私に御一任いただいてよろしいでしょうか。

(委員首肯)

○菊池委員長 ありがとうございます。そのような形で進めさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、本日の議事はここまでとし、最後に事務局から連絡事項をお願いします。

○服部成年後見制度利用促進室長補佐 事務局でございます。

本日、活発な御意見を頂戴いたしました。どうもありがとうございました。

皆様からいただきました御意見を踏まえまして、次回の会議の日程につきましては、委員長とも御相談の上、改めて御連絡を差し上げたいと思います。

また、本日の議事録につきましては、速記が起きてきた後に委員の皆様それぞれに確認いただいた上でホームページに掲載いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○菊池委員長 本日は、以上とさせていただきます。大変お忙しい中、御参集いただきまして、どうもありがとうございました。